

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 7 件

福井厚生年金 事案 518

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を 50 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 12 月 1 日から 5 年 2 月 28 日まで
平成 4 年 12 月 1 日から 5 年 2 月 28 日までの間、A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。年金記録の標準報酬月額を確認したところ、38 万円と記録されているが、資格取得時の標準報酬月額は 50 万円であり、納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、B 社が適用事業所でなくなった日から約 8 か月後の平成 5 年 11 月 4 日に、遡って 4 年 12 月から 5 年 1 月まで 50 万円を 38 万円に訂正されており、同社の従業員 7 人についても、申立人と同様に標準報酬月額の減額の遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の取締役であったことが確認できるが、申立人は、「申立期間直前まで勤務していた A 社の C 部門の分社化によって、現場の責任者として、同事業所に転籍し、他の従業員の仕事の割り振りのほか、自らも D 業務や E 業務に従事していた。当該事業所において、社会保険事務や経理事務には全く関与しておらず、ましてや同事業所を退職後、別の事業所で勤務している時点において、標準報酬月額の減額の遡及訂正が行われていることを知り得る訳がない。」と供述している。

さらに、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の従業員は、「申立人は、名目上の役員であり、他の従業員とほぼ同様の作業に従事し

ていた。」としており、このうち一人は、「申立人は、社会保険事務に関与しておらず、標準報酬月額の減額の遡及訂正について、知り得る立場になかった。」と供述していることを踏まえると、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、当該事務処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年12月から5年1月までを50万円に訂正することが必要と認められる。

福井国民年金 事案 278

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年6月から61年3月まで

私は、昭和55年*月に勤務先を退職し、同月に20歳となったことから、父親が私の国民年金の加入手続を行い、その後の保険料は、父親が家族の保険料と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間について、私だけが未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年*月頃、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を家族の分と一緒に納付してくれていたと申し立てている。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月1日に払い出され、申立人が20歳に到達した55年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間のうち、同年6月から59年3月までの保険料については、徴収権の時効消滅により納付することはできなかつたものと考えられる上、同年4月から61年3月までについては、過年度納付が可能であるものの、申立人自身は、保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父親は既に死亡していることから、申立期間に係る保険料の納付方法等に関して具体的な供述が得られない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿において申立人と同日に同手帳記号番号が払い出された前後の被保険者30人に係るオンライン記録を見ると、その全員が20歳に遡り資格を取得していること、及び当該手帳記号番号は

生年月日順に払い出されていることが確認でき、A市が20歳到達後に国民年金の加入手続を行っていない者を対象に国民年金被保険者資格を職権で適用した状況がうかがえる上、当該手帳記号番号払出簿の記載内容等について、A市及び日本年金機構A事務センターは、「職権適用による記号番号払出しと考えられる。」旨を回答していることを踏まえると、申立人の同手帳記号番号については、20歳到達後に国民年金の加入手続が行われなかったことから、上記払出日において、職権で払い出されたものと考えられる。

さらに、申立人又は申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月から4年3月まで

私が20歳となった平成3年*月頃、父が、当時学生であった私の代わりにA市役所に出向いて国民年金の加入手続を行ってくれた。申立期間の保険料については、同市役所から送付された納付書により、同市役所の国民年金担当窓口で毎月納付してくれていたはずであり、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年*月頃、その父親が、A市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を同市役所の国民年金担当窓口で毎月納付してくれていたと申し立てている。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成6年6月13日に払い出され、申立人が20歳に到達した3年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該払出日を前提に納付方法をみると、申立期間については、徴収権の時効消滅により保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人に係るオンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間は全て未納となっており、行政機関の記録管理に不自然な点は見られない。

さらに、申立人又は申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の

国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 63 年 12 月まで

私の国民年金については、父が A 市役所に出向いて加入手続を行ってくれた。また、加入手続を行った時点で未納となっていた国民年金保険料については、すぐにまとめて納付した記憶が有り、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、加入手続後すぐに、申立人自身がまとめて納付したと申し立てている。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 2 月に払い出され、申立人が 20 歳に到達した昭和 57 年 * 月 * 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、申立人は、当該払出時点において納付することが可能な平成元年 1 月から 2 年 3 月までの 15 か月分を過年度納付していることが市町村国民年金被保険者名簿により確認できるものの、申立期間については、徴収権の時効消滅により保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人に係る上記国民年金被保険者名簿において、申立期間の保険料が納付された記録は無く、このことはオンライン記録とも一致しており、行政機関の記録に不自然な点はみられない。

さらに、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 2 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、私が 20 歳となった際、母が納税組合員から納付書入手し、納税組合に納付してくれていると思うので、未納期間となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その母親が納税組合員から入手した納付書により、集金人（納税組合）に納付してくれていたとして申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 9 月 30 日に払い出され、申立人が 20 歳に到達した同年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間の保険料は、過年度分であることから集金人に納付することができず、国庫金納付書により金融機関等で納付することとなるが、申立人及びその母親からは当該納付方法に関しての具体的な供述は得られない。

また、申立人に係る市町村国民年金被保険者名簿において、申立期間の保険料が納付された記録は無く、このことはオンライン記録とも一致しており、行政機関の記録に不自然な点はみられない。

さらに、申立人又は申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、オンライン記録により、申立人の氏名について、複数の読み方で検索した

が該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことを
うかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはで
きない。

福井厚生年金 事案 519（事案 176 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月頃から同年12月頃

私は、昭和21年1月頃から同年12月頃までの期間、A港・B所有の船舶（C）に同僚と共に乗船していた。当時、船員手帳を交付されていたので、船員保険に加入していたことは間違いないので、調査し、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所（当時）が管理する適用事業所名簿、社会保険庁のオンライン記録及びDの記録において船舶名称及び船舶所有者名等を確認したが該当する記録は見当たらないこと、ii) 申立人は、船舶所有者の氏名をB氏としか記憶しておらず、所在も確認できないことから、船員保険の適用状況を確認できない上、申立人が記憶している同僚についても申立期間における船員保険の記録を確認することができないこと、iii) 申立人は、船員保険被保険者証を交付された記憶が無いほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年9月2日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、Cと一緒に乗船していた同僚としてE氏を挙げているところ、当該同僚については、F社所有のG（船舶名）（船舶番号：*）において昭和21年3月15日から同年10月1日まで船員保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人は「私が乗船していた船は、HではなくCである。Cは

100 トンから 150 トンほどの木船であった。」と供述しているところ、管海庁である I 運輸局から提出された船舶原簿を見ると、G について、「番号：*、J（船舶名）、船質：木、総トン数：106 トン、所有者：F 社」と記載されていることが確認できる。一方、同局は、「C と G が同一船舶であるか否かは不明。」と回答し、申立人も「F 社は、知らない。」と供述しているものの、申立人が乗船していたとする C と G は、上記船舶原簿の記載内容と申立人が記憶する船舶名、総トン数及び船質等がほぼ一致することからみて、同一船舶であった可能性は否定できない。

しかし、上記の E 氏を含む G に係る船員保険被保険者名簿に記載されている同僚全員については、死亡又は連絡先が不明である上、F 社の登記簿謄本に記載されている役員も全て連絡先が不明であり、申立人の申立期間に係る勤務の実態、船員保険の取扱い及び保険料控除等当時の状況について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間の船員手帳を所持していない上、国土交通省海事局及び I 運輸局に申立人の申立期間に係る乗船履歴を照会したが、「個人の乗船履歴は保管していない。」との回答を得たほか、K 組合に申立人の申立期間に係る同組合への加入履歴について照会したが、「該当記録は見当たらない。」との回答があり、申立人の申立期間における勤務の実態について確認することができない。

加えて、申立人は、「当時、船員手帳を所持していたものは、必ず船員保険に加入していた。」と申し立てているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において、海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、船員手帳の記載と船員保険の手続は一体として行われていたものではない。

このほか、申立人から申立期間に係る保険料控除を示す新たな関連資料の提示は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福井厚生年金 事案 520

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 40 年 1 月 26 日まで

私は、A社で昭和 34 年 9 月 1 日から 40 年 1 月 25 日まで勤務していたが、退職届を提出した際に厚生年金保険をどうするか聞かれた記憶は有るが、脱退手当金制度の説明は無く、どのようなものかも分からなかった。しかし、脱退手当金が支給済みとされていることについて、請求も受給もしていないので、厚生年金保険記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 1 月 26 日の前後 2 年以内に資格喪失し、2 年以上の被保険者期間のある者 37 人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、19 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 18 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることが確認できる。

また、当該事業所は、当時、退職者に対して、脱退手当金の説明会を開催し、退職者が少ないときには個別に説明をしていたと回答しているほか、同社から提出された「厚生年金保険給付関係記録簿」を見ると、申立人の氏名が確認でき、記載されている請求保険種別欄に「脱退手当金」、請求年月日欄に「40. 2. 3」と記録されている上、当該記録簿に「脱退手当金」と記載の有る申立人及び同僚 4 人について、オンライン記録を見ると、全員に脱退手当金の支給記録が確認できることから、当該事業所において脱退手当金の請求手続がなされていた状況がうかがわれる。

これらのことから、当該事業所においては、事業主による代理請求がな

されていたものと考えられ、上記同僚のうち、資格喪失日、脱退手当金の支給決定日及び当該記録簿にある請求年月日が申立人と同一日である同僚は、「事務担当者が数人の退職予定者を集めた説明会において、脱退手当金の説明を聞き、会社から強制されることなく、私の方から会社に請求を依頼した。」旨を供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性は高いものと考えられる。

加えて、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がなされている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和40年3月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福井厚生年金 事案 521

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年2月15日から同年6月25日まで
② 昭和59年12月1日から60年11月1日まで

私は、昭和57年2月にA社に入社し、B職として勤務していたのに、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年5月1日となっていることに納得できない。

また、昭和59年12月1日から60年11月1日まで、C社においてD職として勤務していたのに、厚生年金保険に加入していた記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和58年4月1日であり、申立期間当時は適用事業所とはなっておらず、申立人が名前を挙げた3人の同僚についても、当該事業所が適用事業所となった日に同事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間①のうち昭和57年5月1日から同年6月25日までについて、申立人は、A社の関連会社であったE社において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる上、上記3人の同僚についても、57年5月1日以前からA社において雇用保険の加入記録が確認できるものの、同日付けでE社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることを

踏まえると、当時、A社の事業主は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなかったことから、勤務していた従業員を57年5月1日付けでE社において厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

さらに、申立人については、申立期間のうち昭和57年3月及び同年4月について、国民年金に加入し、保険料を現年度納付していることが市町村国民年金被保険者名簿により確認できる上、申立期間前に勤務していたF社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の同年3月1日からE社において同被保険者資格を再取得した直後の同年5月2日までの期間について、国民健康保険に加入していることが確認できる。

加えて、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主の所在も分からないことから、申立期間①当時に厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、申立人及び同僚から聴取しても保険料控除に関して具体的な供述を得ることができない。

申立期間②について、申立てに係るG社を承継したH社は、「当時の人事記録等の保管が無く、申立人が勤務していたか否かを含めて確認することができない。」旨を回答している上、当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者に対し、申立人の勤務実態について照会したが、「申立人に関する記憶が無い。」と回答していることなどから、申立期間における申立人の勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時、国民年金に加入し、保険料を現年度納付していることが市町村国民年金被保険者名簿により確認できる上、申立期間前に勤務していたI社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和59年12月1日から申立期間後に勤務したJ社において同被保険者資格を再取得した直後の60年11月2日までについて、国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間についてG社に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見当たらない上、申立人から聴取しても当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な供述を得ることができない。

加えて、申立人の申立期間①及び②において、厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 522

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 1 日から 46 年 3 月頃まで
昭和 44 年 12 月から A 社に入社し、45 年 8 月 1 日から 46 年 4 月 5 日まで厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及び同僚の供述から、申立人は、申立期間当時、A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録を見ると、当該事業所が社会保険の適用事業所となった昭和 45 年 8 月 1 日付けで、事業主を含む 17 人（女子 14 人、男子 3 人）が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人の被保険者記録については確認できない。

また、複数の同僚は、「当時の従業員数は約 20 人で、うちパート従業員が数名在籍していた。」と供述していること、及び元役員は、「当社が適用事業所となった時点において、正規従業員については労働保険及び社会保険に、非正規従業員については労働保険のみにそれぞれ加入させる取扱いであったと思う。申立人は正規従業員ではなかったのではないかと思う。」と回答している。

さらに、当該事業所は、平成 8 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に死亡しているほか、申立期間当時の賃金台帳等の関係資料が無いことから、申立ての事実を確認できない。

加えて、オンライン記録を見ると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日において、健康保険の整理番号に欠番は無い上、当該事業所に係る健保記号番号順索引簿及び生年月日順索引簿を確認したが、申立

人の氏名及び生年月日に該当する記録は無く、当該索引簿の健保記号番号は、オンライン記録の健康保険整理番号と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月頃から52年2月頃まで
② 昭和52年9月頃から57年1月頃まで

申立期間①はA社で、申立期間②はB社で勤務していたが、その全ての期間について、厚生年金保険に未加入となっているので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社団法人Cが保管していた申立人に係るD（資格名）登録原簿の記載内容から、勤務期間は明らかではないが、昭和49年11月頃、申立人がA社で勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録を見ると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和54年7月1日であることから、申立期間①において、同事業所は適用事業所ではなかったことが確認できるほか、申立人は当時の従業員数について、自身と事業主の二人であった旨の供述をしていることから、当時、同事業所は厚生年金保険の強制適用事業所の対象ではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所の元事業主は、「昭和54年7月1日以前は、会社が厚生年金保険に加入していないので、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」旨を供述している上、申立期間①当時、同事業所で勤務していたと回答している複数の元同僚に係るオンライン記録を見ると、昭和54年7月1日以前は国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと主張していることから、当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった4人に照会したところ、回答の有った二人は、申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務期間及び勤務実態について供述を得ることができなかった。

また、申立人は、当該事業所はE市F町周辺にあったと主張しているところ、E県G組合員名簿を見ると、申立期間②においては、同事業所は申立人が主張する所在地から既に移転していることが確認できるほか、申立人が同時期に勤務していたとしている元同僚に係るオンライン記録を見ると、申立期間②においては、既に同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、他の事業所で勤務していることが確認でき、申立内容と一致しない。

さらに、当該事業所は昭和62年2月28日に、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しているため、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

加えて、申立期間②のうち、昭和53年10月1日から57年2月2日までの期間については、申立人は国民健康保険に加入していることが確認できる上、53年7月1日から54年5月31日までの期間については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できるところ、事業所名が不明であるものの、事業所番号は当該事業所の番号とは異なっているため、申立人は、当該期間については別の事業所で勤務していた可能性があるが、これについて申立人に聴取しても事業所名等の具体的な供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 524

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 1 月 30 日まで
② 昭和 43 年 10 月 1 日から同年 12 月 30 日まで
③ 昭和 44 年 2 月 17 日から 45 年 5 月 11 日まで
④ 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間当時、いくつかの会社を入退社したが、脱退手当金の制度は知らなかったし、請求も受給もしていないので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る 4 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が全て記載されている上、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間である 4 回の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者台帳記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私は、昭和 57 年 3 月 1 日から、A社B営業所で所長として勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 6 月 1 日となっていることに納得いかないので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の昭和 57 年 3 月 1 日付けの辞令から、申立人が、申立期間当時、同社B営業所において所長として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された従業員の被保険者期間等が記載された資料を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 57 年 6 月 1 日と記載されており、同事業所は、「当社の資料から判断すると、申立人の給与から申立期間における厚生年金保険料を控除していなかったと考えられる。」旨を回答している。

また、複数の元同僚に照会を行ったところ、申立期間当時、他の営業所において所長として勤務していたと回答している元同僚については、その記憶する入社月の2か月経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認でき、当時、当該事業所では、従業員について必ずしも入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の当該事業所における雇用保険の被保険者資格取得日は、昭和 57 年 6 月 1 日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。